

鹿 児 島 県 公 報

令和 2 年 3 月 6 日 (金) 第 86 号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

告 示

○生産事業者の登録	(森林経営課取扱い)	1
○保安林の指定	(森づくり推進課取扱い)	1
○保安林の指定の解除	(森づくり推進課取扱い)	2
○保安林の指定施業要件の変更 (3件)	(森づくり推進課取扱い)	2
○保安林の指定施業要件の変更予定 (3件)	(森づくり推進課取扱い)	3
○保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の掲示 (2件)	(森づくり推進課取扱い)	4
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援 医療機関の指定の辞退	(障害福祉課取扱い)	5
○漁業の免許	(水産振興課取扱い)	5
○県営土地改良事業の計画の決定 (5件)	(農地整備課取扱い)	6
○県営土地改良事業の計画の変更 (2件)	(農地整備課取扱い)	7
○都市計画区域の変更	(都市計画課取扱い)	8
○都市計画都市計画区域の整備, 開発及び保全の方針の変更	(都市計画課取扱い)	9
○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定 (始良・伊佐地域振興局取扱い)		9
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉 サービスの事業の廃止	(大島支庁取扱い)	10
公 告		
○競争入札の参加者の資格に関する公告 (2件)	(管財課取扱い)	10
○落札者等の公告 (2件)	(管財課取扱い)	12
○一般競争入札公告 (3件)	(総務課取扱い)	13
	(かごしま県民交流センター取扱い)	15

告 示

鹿児島県告示第190号

林業種苗法 (昭和45年法律第89号) 第10条第1項の規定により, 次のとおり生産事業者として登録した。

令和 2 年 3 月 6 日

鹿児島県知事 三反園訓

登録番号	生産事業者の名称及び住所	生産事業の内容	事業所の名称及び所在地
第9107号	上野物産株式会社 肝属郡肝付町宮下1135番地1	種穂の採取 幼苗の育成	上野物産株式会社 肝属郡肝付町宮下1135番地1

鹿児島県告示第191号

森林法 (昭和26年法律第249号) 第25条の2第1項の規定により, 次のとおり保安林として指定する。

令和 2 年 3 月 6 日

鹿 児 島 県 知 事 三 反 園 訓

- 1 保安林の所在場所
日置市吹上町永吉字二牟礼11383番 3, 11383番14
- 2 指定の目的
水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は, 定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は, 当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は, 次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次のとおり」は, 省略し, その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び日置市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第192号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第2項の規定により, 次のとおり保安林の指定を解除する。

令和 2 年 3 月 6 日

鹿 児 島 県 知 事 三 反 園 訓

- 1 解除に係る保安林の所在場所
奄美市笠利町大字笠利字城泉川1302番 3・1314番 1・1314番 3・1316番 3 (以上 4 筆について次の図に示す部分に限る。), 1314番 2
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 解除の理由
道路用地とするため
(「次の図」は, 省略し, その図面を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び奄美市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第193号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定により, 次のとおり保安林の指定施業要件を変更する。

令和 2 年 3 月 6 日

鹿 児 島 県 知 事 三 反 園 訓

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
大島郡大和村大字大榎字川内甲855番 1, 字大川内甲897番 1
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は, 定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は, 当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は, 次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次のとおり」は, 省略し, その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び大和

村役場に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第194号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する。

令和 2 年 3 月 6 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
大島郡徳之島町花徳字上木路348番, 358番, 山字山クビリ392番18, 字上ノ川3109番8, 3109番9
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は, 定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は, 当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は, 次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は, 省略し, その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び徳之島町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第195号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する。

令和 2 年 3 月 6 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
大島郡喜界町大字浦原字立平1652番, 字上柵1837番3, 1837番28, 1837番29, 1837番32から1837番35まで, 大字志戸桶字オラ262番1, 大字白水字配本194番, 195番, 251番, 大字嘉鈍字大水403番, 404番, 字森鎌405番から408番まで
- 2 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は, 択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は, 当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は, 次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次のとおり」は, 省略し, その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び喜界町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第196号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和 2 年 3 月 6 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 指定施業要件の変更予定保安林の所在場所
日置市日吉町日置字松尾395番2, 字辻ノ藪1037番2, 1040番2, 字板見堂9174番5, 日吉町吉利字白井月4475番1, 4475番2, 4496番, 4498番, 字寺迫5351番2, 5353番
- 2 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は, 択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は, 当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は, 次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
(「次のとおり」は, 省略し, その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び日置市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第197号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定により, 次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和2年3月6日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 指定施業要件の変更予定保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
平成9年9月26日鹿児島県告示第1347号
- 2 変更に係る指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
変更しない。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は, 次のとおりとする。
(「次のとおり」は, 省略し, その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び阿久根市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第198号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定により, 次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和2年3月6日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 指定施業要件の変更予定保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
平成元年4月26日鹿児島県告示第923号
- 2 変更に係る指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
変更しない。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は, 次のとおりとする。
(「次のとおり」は, 省略し, その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び龍郷町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第199号

令和2年2月7日鹿児島県告示第115号(以下「告示第115号」という。)で告示した保安林

の指定施業要件の変更予定に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を南種子町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和2年3月6日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 所在が不明な者の氏名
廣瀨マツ
- 2 通知の要旨
 - (1) 指定施業要件の変更予定保安林の所在場所
熊毛郡南種子町西之字中嵐2975番1
 - (2) 変更後の指定施業要件
告示第115号の変更後の指定施業要件のとおり

鹿児島県告示第200号

令和2年2月7日鹿児島県告示第117号（以下「告示第117号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を南種子町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和2年3月6日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 所在が不明な者の氏名
河野ツル
- 2 通知の要旨
 - (1) 指定施業要件の変更予定保安林の所在場所
熊毛郡南種子町中之上字平谷山2325番
 - (2) 変更後の指定施業要件
告示第117号の変更後の指定施業要件のとおり

鹿児島県告示第201号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定により、指定自立支援医療機関から次のとおり指定の辞退の申出があった。

令和2年3月6日

鹿児島県知事 三反園訓

薬 局		辞退年月 日	自立支援医療 の種類
名 称	所 在 地		
グリーンティ調剤まさの薬局	南九州市颯娃町別府331	令和2年 1月31日	育成医療・更 生医療

鹿児島県告示第202号

漁業法（昭和24年法律第267号）第10条の規定により、令和2年3月2日付けで次のとおり漁業の免許をした。

令和2年3月6日

鹿児島県知事 三反園訓

奄美大島海区

区画漁業

1 魚類養殖業

漁場番号	免許 番号	漁 業 権 者		免許の内容
		住 所	氏名又は名称	
大特区魚第35号	同 左	大島郡瀬戸内町大字古仁屋字 船津38番地	瀬戸内漁業協同組合	令和元年10月25日鹿児島県告 示第448号で公示したとおり。

大特区魚第36号	同左	大島郡瀬戸内町大字古仁屋字 船津38番地	瀬戸内漁業協同組合	同上
----------	----	-------------------------	-----------	----

2 もづく養殖業

漁場番号	免許 番号	漁 業 権 者		免許の内容
		住 所	氏名又は名称	
大特区も第23号	同左	大島郡宇検村大字田検字白浜 1319番地8	宇検村漁業協同組合	令和元年10月25日鹿児島県告示第448号で公示したとおり。
大特区も第24号	同左	大島郡宇検村大字田検字白浜 1319番地8	宇検村漁業協同組合	同上
大特区も第25号	同左	大島郡宇検村大字田検字白浜 1319番地8	宇検村漁業協同組合	同上
大特区も第26号	同左	大島郡宇検村大字田検字白浜 1319番地8	宇検村漁業協同組合	同上
大特区も第27号	同左	大島郡宇検村大字田検字白浜 1319番地8	宇検村漁業協同組合	同上

鹿児島県告示第203号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により，土地改良事業県営農村地域防災減災（農用地利用保全）目丸下池地区の計画を定めたので，関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお，この決定に不服のある者は，縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に，鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

令和2年3月6日

鹿児島県知事 三反園訓

- 縦覧書類の名称
土地改良事業計画書の写し
- 縦覧期間
令和2年3月9日から同年4月6日まで
- 縦覧場所
伊佐市役所農政課

鹿児島県告示第204号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により，土地改良事業県営農村地域防災減災（用排水施設整備）（農業用排水施設整備）喜界地区の計画を定めたので，関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお，この決定に不服のある者は，縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に，鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

令和2年3月6日

鹿児島県知事 三反園訓

- 縦覧書類の名称
土地改良事業計画書の写し
- 縦覧期間
令和2年3月9日から同年4月6日まで
- 縦覧場所
喜界町役場農業振興課

鹿児島県告示第205号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により，土地改良事業県営農村地域防災減災（ため池整備）（農用地利用保全）池当池地区の計画を定めたので，関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

令和2年3月6日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 縦覧書類の名称
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
令和2年3月9日から同年4月6日まで
- 3 縦覧場所
和泊町役場耕地課

鹿児島県告示第206号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、土地改良事業県営水利施設等保全高度化（畑地帯担い手支援型）（農道整備及び客土）知名西部地区の計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

令和2年3月6日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 縦覧書類の名称
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
令和2年3月9日から同年4月6日まで
- 3 縦覧場所
知名町役場耕地課

鹿児島県告示第207号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、土地改良事業県営水利施設等保全高度化（畑地帯担い手支援型）（農道整備、客土及び暗渠排水）山田地区の計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

令和2年3月6日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 縦覧書類の名称
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
令和2年3月9日から同年4月6日まで
- 3 縦覧場所
知名町役場耕地課

鹿児島県告示第208号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、土地改良事業県営農地整備（畑地帯担い手支援型）（農業用排水施設整備、農道整備及び区画整理）第四曾於北部地区の計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

令和2年3月6日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 縦覧書類の名称

変更後の土地改良事業計画書の写し

2 縦覧期間

令和2年3月9日から同年4月6日まで

3 縦覧場所

曾於市役所耕地課

鹿児島県告示第209号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により，土地改良事業^{（きよ）}県営農業競争力強化農地整備（経営体育成型）（農業用排水施設整備，農道整備，暗渠排水及び区画整理）米丸地区の計画を変更したので，関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお，この決定に不服のある者は，縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に，鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

令和2年3月6日

鹿児島県知事 三反園訓

1 縦覧書類の名称

変更後の土地改良事業計画書の写し

2 縦覧期間

令和2年3月9日から同年4月6日まで

3 縦覧場所

始良市役所耕地課

鹿児島県告示第210号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第5条第6項において準用する同条第1項の規定により，都市計画区域を次のように変更する。

令和2年3月6日

鹿児島県知事 三反園訓

1 都市計画区域の名称

阿久根都市計画区域

2 新たに都市計画区域に含まれる土地の区域

阿久根市大字脇本字サイモクロ，字フケ，字モヲ地，字伊尻山，字伊牟田，字一丁田，字芋洗川，字芋洗川岡，字引地，字宇都山，字雨包，字永良ヶ迫，字園田，字下ふけ，字下宇都山，字下永田原，字下塩浜，字下荒田岡，字下黒山，字下黒十，字下皿山，字下山仁田，字下新田，字下石丸，字下大丸，字下大岩，字下大谷，字下竹場，字下中尾，字下的場，字下頭，字下楠渕，字下柵，字皆五郎，字外戸ノ元，字樫八重，字釜牟田，字釜牟田岡，字喚崎，字久保，字宮ノ脇，字宮崎ノ前，字宮崎下，字宮田，字弓場元，字旧番所，字京田，字京田ノ前，字京田外戸，字京田山，字京野牟礼，字橋口，字窪田，字隈元山，字古木場，字狐ヶ山，字五升蒔迫，字広段，字江月山，字江月鼻，字糠蒔，字荒田口，字荒田山，字高岩，字高礼，字黒山，字黒十ノ平，字黒濱，字坂ノ下，字坂ノ平，字坂口，字三角田，字山ノ口，字山ノ神，字山口，字山中，字山平，字四割下，字糸割ヶ渕，字狩集，字小迫，字小野，字松元，字松代，字上，字上ノ岡，字上ノ田，字上原，字上荒田，字上山仁田，字上新田，字上大丸，字上大迫，字上竹場，字上中尾，字上平床，字上木場，字新田岡，字深田前，字仁田元，字須田渕，字水出し，字西大野，字石垣，字川上，字鼠渕，字双津，字壮太山，字蔵ノ元，字多荘ヶ迫，字多々良ヶ迫，字太郎九郎，字打曲，字大岩ノ迫，字大谷，字大谷ノ上，字棚田下，字池ノ上，字中宇都山，字中永田原，字中山仁田，字中洲，字中須，字中川原，字中村，字中津原，字中田丸，字中畑，字中尾，字中野，字中渕，字津吹平，字椎木尾，字通山，字的場，字田島，字登畑，字土手内，字土俵，字唐人山，字島迫，字湯田頭，字破戸ノ上，字柏木，字迫，字迫ノ下，字迫ノ口，字迫頭，字帆ノ木，字柵ノ中岡，字濱ノ上，字夫婦渕，字平，字平床，字平床山，字平瀬，字平瀬迫，字平田，字平尾，字包ヶ迫，字堀ノ口，字鳴子，字鳴迫，字木場迫，字野中，字矢房，字梨子木段，字脇本，字栢木場，字栢木馬場，字濱田，字萬蔵ヶ下，字下濱及び字野畑の全部並びに字ヒシヤコ，字一本松，字一本

松越, 字宇都平, 字下小俣, 字関ノ穴, 字丸岡, 字荒田岡, 字黒十, 字黒淵, 字黒淵山, 字山ノ神平, 字山大道, 字上皿山, 字上小又, 字上大淵川, 字石ノ丸, 字銭亀ヶ鼻, 字大淵川, 字辻ノ元, 字白木ノ本, 字八久保, 字舞棚, 字平床平, 字龍ノ平, 字梶石, 字米ノ山, 字木場, 字堂免, 字上梨子木段, 字田島平, 字四ツ割, 字四ツ割平, 字打越, 字小淵ノ頭, 字桃木岡, 字小菜切, 字菜切ノ迫, 字萩迫, 字犬待前岡, 字犬待前, 字上犬待, 字小淵迫, 字南ノ迫, 字柞木迫, 字桃木迫, 字上釜牟田, 字終ノ中, 字尾越, 字西ノ丸, 字小田, 字下中野, 字筒田前, 字七反田, 字陳之下, 字陳ノ尾, 字ソニノキ山, 字上尾越, 字深田, 字上永田原, 字長迫, 字唐船石, 字中楠淵, 字荒田及び字平畑の各一部, 大字折口字木場, 字溜脇, 字釜蓋, 字筒田江, 字七反田及び字八反田の各一部, 大字大川字遠見尾, 字穴ノ瀬戸, 字西平及び字深迫の各一部並びに字勘場ヶ元の一部(地先公有水面を含む。), 大字西目字石灰山岡, 字大川島, 字砂潟, 字高ノ口及び字塩入の各一部(地先公有水面を含む。)並びに大字鶴川内字野首, 字樋掛及び字日焼田の各一部

3 都市計画区域から除外される土地の区域

阿久根市大字脇本字長迫, 字上尾越及び字桃木迫の各一部, 大字鶴川内字宇土迫, 字横手, 字久ノス, 字宮原, 字穴迫, 字後峯, 字乗越, 字楠ノ本, 字野首, 字山ノ口及び字松ヶ迫の各一部, 大字山下字赤ヶ迫, 字大迫, 字桃ヶ迫, 字徳ヶ山, 字石井手, 字永田, 字屋根ヶ迫, 字金石, 字石山, 字造座淵, 字麦地田, 字樋掛, 字片野, 字峯, 字鳴川, 字小松田及び字麓の各一部, 大字波留字佛石の一部, 大字西目字伊比礼, 字永尾, 字松尾, 字中川原及び字北平の全部並びに字金石, 字松野峯, 字上越, 字内平, 字馬見塚, 字平床, 字涼松, 字栢村, 字摺木, 字大谷, 字栢前, 字木佐木, 字臼岩, 字上栢川内, 字下栢川内, 字中栢川内, 字上水無川原, 字下水無川原及び字焼山口の各一部並びに大字大川字下川原, 字石ノ元, 字上吉ノ迫, 字西ノ迫, 字垣内, 字奥ヶ迫及び字笠石の全部並びに字深迫, 字一筒, 字久保田, 字橋ノ口, 字桑木原, 字建場山, 字御代田迫, 字寺ノ下, 字十迫, 字小山段, 字神ノ田平, 字瀬淵, 字西平, 字赤迫, 字折尾野, 字千太迫, 字大谷, 字大迫, 字中ノ越, 字中屋敷, 字兎田平, 字東上床, 字鍋迫, 字崩ヶ迫, 字崩段, 字日当山, 字横宇根, 字中井田, 字吉ノ迫, 字東宇都, 字穴ノ瀬戸, 字児持ヶ迫, 字建平, 字栢木俣, 字水無川原, 字熊ヶ迫, 字中津川口, 字ヨゴ迫, 字中津川, 字岩迫, 字的場山, 字帆柱, 字板ノ迫, 字今ゴエ, 字中ノ鼻及び字宇都の各一部

鹿児島県告示第211号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により, 次の都市計画を変更した。

なお, 当該都市計画の図書を, 同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により, 鹿児島県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和 2 年 3 月 6 日

鹿児島県知事 三反園訓

1 都市計画の種類

阿久根都市計画都市計画区域の整備, 開発及び保全の方針

2 都市計画を変更した土地の区域

変更した部分

阿久根都市計画区域

始良・伊佐地域振興局告示第10号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項の規定により, 次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

令和 2 年 3 月 6 日

始良・伊佐地域振興局長 永田秋人

事業所		申請者			指定年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		

L・フラット	霧島市国分上小 川1646番地1	株式会社L・フ ラット	霧島市国分上小 川1646番地1	海野 史明	令和 2 年 2 月 1 日	放課後等 デイサー ビス
--------	---------------------	----------------	---------------------	-------	-------------------	--------------------

大島支庁告示第 3 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があった。

令和 2 年 3 月 6 日

大島支庁長 松本俊一

事業所		指定障害福祉サービス事業者			廃止年月 日	障害福祉 サービスの 種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名		
ゆらいの里	大島郡徳之島町 亀津973番地1	一般社団法人ゆ らいの里	大島郡徳之島町 亀津973番地1	西 昭彦	令和 2 年 3 月 1 日	就労継続 支援 B 型

公 告

競争入札の参加者の資格に関する公告

令和 2 年度において、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、当該調達契約に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格等について、次のとおり公告する。

令和 2 年 3 月 6 日

鹿児島県知事 三反園訓

1 調達をする特定役務の種類

- (1) システム開発業務（システム開発及びプログラム作成）
- (2) コンピュータ関連保守業務（パソコンの保守及びシステムの保守管理）
- (3) O A 機器賃貸業務（O A 機器の賃貸）
- (4) 給食業務（給食の提供）
- (5) 電気通信サービス業務（電気通信サービスの提供）

2 競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

なお、調達をする特定役務の特質により、次に掲げる要件以外に必要な要件を定めることがある。

- (1) 役務の提供等の業務に関する契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成14年鹿児島県告示第1481号。以下「資格審査要綱」という。）第7条第3項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。
- (2) 入札書の提出期限の時点で資格審査要綱第5条各号のいずれにも該当しない者であること。

3 入札参加資格審査の申請の方法、時期等

競争入札に参加しようとする者で2の(1)に該当しないものは、次に掲げるところにより、資格審査要綱に基づく知事の資格審査を受け、入札参加資格を得なければならない。

(1) 申請の方法

資格審査要綱第4条第1項に規定する入札参加資格審査申請書に同項各号に掲げる書類を添付して、直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により提出するものとする。

(2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先

鹿児島県出納局管財課調達係
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577
電話番号 099-286-3826
ファックス番号 099-286-5643

(3) 申請書類の受付期間

令和2年3月6日から同年4月3日までのそれぞれの日(県の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時までとする。

なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が競争入札に間に合わないことがある。

(4) 入札参加資格審査を受けることができない者

資格審査要綱第5条各号のいずれかに該当する者は、入札参加資格審査を受けることができない。

(5) 入札参加資格審査結果の通知

入札参加資格審査結果の通知書を郵便により送付する。

(6) 申請書類の作成において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

4 入札参加資格の有効期間

入札参加資格を取得した日から令和3年12月31日までとする。

5 競争入札の公示の方法

競争入札を行う場合は、鹿児島県公報により公告する。

競争入札の参加者の資格に関する公告

令和2年度において、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、当該調達契約に係る一般競争入札及び指名競争入札(以下「競争入札」という。)に参加する者に必要な資格等について、次のとおり公告する。

令和2年3月6日

鹿児島県知事 三反園訓

1 調達をする物品等の種類

物品の購入(電気・通信機器類、医療機器類、計測・理化学機器類、非常用発電機及び車両類(修理))

2 競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

なお、調達をする物品等の特質により、次に掲げる要件以外に必要な要件を定めることがある。

(1) 物品の購入等に係る競争入札参加資格審査要綱(昭和52年鹿児島県告示第166号。以下「資格審査要綱」という。)第3条第3項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。

(2) 入札書の提出期限の時点で資格審査要綱第2条第1項各号のいずれにも該当しない者であること。

3 入札参加資格審査の申請の方法、時期等

競争入札に参加しようとする者で2の(1)に該当しないものは、次に掲げるところにより、資格審査要綱に基づく知事の資格審査を受け、入札参加資格を得なければならない。

(1) 申請の方法

資格審査要綱第2条第2項に規定する入札参加資格審査申請書に同項各号に掲げる書類を添付して、直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により提出するものとする。

(2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先

鹿児島県出納局管財課調達係

鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577
電話番号 099-286-3826
ファックス番号 099-286-5643

(3) 申請書類の受付期間

令和2年3月6日から同年4月3日までのそれぞれの日(県の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時までとする。

なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が競争入札に間に合わないことがある。

(4) 入札参加資格審査を受けることができない者

資格審査要綱第2条第1項各号のいずれかに該当する者は、入札参加資格審査を受けることができない。

(5) 入札参加資格審査結果の通知

入札参加資格審査結果の通知書を郵便により送付する。

(6) 申請書類の作成において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

4 入札参加資格の有効期間

入札参加資格を取得した日から令和2年9月30日までとする。

5 競争入札の公示の方法

競争入札を行う場合は、鹿児島県公報により公告する。

.....

落札者等の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

令和2年3月6日

鹿児島県知事 三反園訓

1 落札に係る物品等の名称及び数量

鹿児島県庁舎で使用する電気
年間予想使用電力量 12,876,699キロワットアワー

2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

鹿児島県出納局管財課庁舎管理第二係
鹿児島市鴨池新町10番1号

3 落札者を決定した日

令和2年2月13日

4 落札者の氏名及び住所

九州電力株式会社鹿児島営業所
鹿児島市与次郎二丁目6番16号

5 落札金額

予想使用電力料金 152,915,730円

6 特定調達契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 一般競争入札の公告を行った日

令和元年12月27日

.....

落札者等の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

令和2年3月6日

鹿児島県知事 三反園訓

1 落札に係る物品等の名称及び数量

かごしま県民交流センターで使用する電気
年間予想使用電力量 2,843,220キロワットアワー

2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

鹿児島県出納局管財課庁舎管理第二係
鹿児島市鴨池新町10番1号

- 3 落札者を決定した日
令和2年2月13日
- 4 落札者の氏名及び住所
九州電力株式会社鹿児島営業所
鹿児島市与次郎二丁目6番16号
- 5 落札金額
予想使用電力料金 37,093,914円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日
令和元年12月27日

.....
一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、役務の調達について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

令和2年3月6日

鹿児島県知事 三反園訓

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称及び数量
建築物の清掃サービス（鹿児島県議会庁舎の清掃業務） 一式
- (2) 調達をする役務の特質等
入札説明書による。
- (3) 履行期間
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- (4) 履行場所
鹿児島県議会庁舎

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- (1) 庁舎等の管理等業務委託に係る競争入札参加資格審査要綱（平成2年鹿児島県告示第302号）第7条第3項の規定により入札参加資格（A級の格付に限る。）を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。
- (2) 入札書の提出期限の時点で庁舎等の管理等業務委託に係る競争入札参加資格審査要綱第5条各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 本県内に本社を有する者であること。
- (4) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項第1号又は第8号に掲げる事業に係る同項の登録を受けている者であること。
- (5) 営業を停止し、又は休止した者で営業を再開したものにあっては、営業再開後2年を経過している者であること。
- (6) 緊急事態が発生した場合、職員からの連絡後おおむね1時間以内に業務に着手できる態勢であると認められる者であること。
- (7) 業務開始時において、所要の責任者及び清掃作業従事者の確保並びに機械器具の配備が可能であると認められる者であること。

3 入札の方法等

(1) 入札書の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の

100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 令和 2 年 3 月 27 日 午後 2 時 00 分

イ 場所 鹿児島県庁（議会庁舎 3 階）第 4 会議室
鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号

(3) 入札説明書

ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。

イ 入札説明書の交付場所及び交付期限

(ア) 交付場所 鹿児島県議会事務局総務課総務係
鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号

(イ) 交付期限 令和 2 年 3 月 16 日 午後 5 時 15 分

4 契約条項を示す場所及び期限

3 の(3)のイに同じ。

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もる契約金額の 100 分の 5 以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札説明書に定める期限までに納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 入札に参加しようとする者が、過去 2 箇年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

(2) 契約保証金

免除する。

6 入札の無効

次の(1)から(9)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) 2 以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札

(3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札

(4) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札

(5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札

(6) 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札

(7) 送付、電報又は電送の方法による入札

(8) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札

(9) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

7 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。ただし、最低制限価格未満で申込みをした者は、失格とする。

8 最低制限価格

設定する。

9 契約書案の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から5日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。

10 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先

鹿児島県議会事務局総務課総務係
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577
電話番号 099-286-5013

11 その他

- (1) この入札は、この調達に係る令和2年度予算が成立しないときは実施しない。
- (2) この入札に係る契約は、令和2年4月1日に確定する。

……………
一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、役務の調達について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

令和2年3月6日

かごしま県民交流センター副館長 赤間広嗣

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称
建築物の清掃サービス（かごしま県民交流センター本館及び県政記念館並びに敷地等の清掃業務）
- (2) 調達をする役務の特質等
入札説明書による。
- (3) 履行期間
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- (4) 履行場所
かごしま県民交流センター本館及び県政記念館並びに敷地等

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- (1) 庁舎等の管理等業務委託に係る競争入札参加資格審査要綱（平成2年鹿児島県告示第302号）第7条第3項の規定により入札参加資格（A級の格付けに限る。）を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。
- (2) 入札書の提出期限の時点で庁舎等の管理等業務委託に係る競争入札参加資格審査要綱第5条各号のいずれかにも該当しない者であること。

3 入札の方法等

(1) 入札書の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札及び開札の日時及び場所

- ア 日時 令和2年3月26日午前10時
- イ 場所 かごしま県民交流センター東棟4階大研修室第3
鹿児島市山下町14番50号

(3) 入札説明書

ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。

イ 入札説明書の交付場所及び交付期限

- (㍑) 交付場所 かごしま県民交流センター県民交流課
鹿児島市山下町14番50号
- (㍒) 交付期限 令和2年3月17日午後5時15分

4 契約条項を示す場所及び期限
3の(3)のイに同じ。

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もる契約金額の100分の5以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札説明書に定める期限までに納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 入札に参加しようとする者が、過去2箇年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

(2) 契約保証金

免除する。

6 入札の無効

次の(1)から(9)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札

(3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札

(4) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札

(5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札

(6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札

(7) 送付、電報又は電送の方法による入札

(8) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札

(9) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

7 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。ただし、最低制限価格未滿で申込みをした者は、失格とする。

8 最低制限価格

設定する。

9 契約書案の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から5日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。

10 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先

かごしま県民交流センター県民交流課

鹿児島市山下町14番50号 郵便番号 892-0816

電話番号 099-221-6602

11 その他

(1) この入札は、この調達に係る令和2年度予算が成立しないときは実施しない。

(2) この入札に係る契約は、令和2年4月1日に確定する。

.....

一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、役務の調達について、次

のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

令和 2 年 3 月 6 日

かごしま県民交流センター副館長 赤間広嗣

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務の名称

かごしま県民交流センター等警備業務委託

(2) 調達をする役務の特質等

入札説明書による。

(3) 履行期間

令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日まで

(4) 履行場所

かごしま県民交流センター本館及び県政記念館並びに敷地内

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

(1) 庁舎等の管理等業務委託に係る競争入札参加資格審査要綱（平成 2 年鹿児島県告示第 302 号）第 7 条第 3 項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。

(2) 入札書の提出期限の時点で庁舎等の管理等業務委託に係る競争入札参加資格審査要綱第 5 条各号のいずれにも該当しない者であること。

3 入札の方法等

(1) 入札書の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 令和 2 年 3 月 26 日午前 10 時 40 分

イ 場所 かごしま県民交流センター東棟 4 階大研修室第 3
鹿児島市山下町 14 番 50 号

(3) 入札説明書

ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。

イ 入札説明書の交付場所及び交付期限

(㊦) 交付場所 かごしま県民交流センター県民交流課
鹿児島市山下町 14 番 50 号

(㊧) 交付期限 令和 2 年 3 月 17 日午後 5 時 15 分

4 契約条項を示す場所及び期限

3 の (3) の イ に同じ。

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もる契約金額の 100 分の 5 以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札説明書に定める期限までに納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 入札に参加しようとする者が、過去 2 箇年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契

約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

- (2) 契約保証金
免除する。

6 入札の無効

次の(1)から(9)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札
- (3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
- (4) 入札要件の判明できない入札書，入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札
- (5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札
- (6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- (7) 送付，電報又は電送の方法による入札
- (8) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札
- (9) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

7 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。ただし、最低制限価格未満で申込みをした者は、失格とする。

- 8 最低制限価格
設定する。

9 契約書案の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から5日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。

10 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先

かごしま県民交流センター県民交流課
鹿児島市山下町14番50号 郵便番号 892-0816
電話番号 099-221-6602

11 その他

- (1) この入札は、この調達に係る令和2年度予算が成立しないときは実施しない。
- (2) この入札に係る契約は、令和2年4月1日に確定する。